

# 液化室だより

東大物性研究所 <http://www.issp.u-tokyo.ac.jp/labs/cryogenic/>



## 高圧ガス容器の検査について

高圧ガス容器(ボンベ、自加压型の液体窒素容器など)は、高圧ガス保安法により、耐圧検査、容器再検査等が義務づけられています。従って、これらの検査をしていない容器に、高圧ガスを再充填することは出来ません。

つまり、**使えません!!** 検査等が済んでいない容器をお持ちの方は、早急に対処して下さい。また、以下の点にもご注意ください。

**1MPa未満のガスでも充填出来ません。**

圧力に関係なく**再充填をすることが出来ない**ので、注意して下さい。

**長い期間の消費**

耐圧検査期限が切れていても消費し続けることは、法律上問題ないと思いますが、容器の劣化(腐食等)が著しい場合には危険ですので、廃棄するか再検査を受けて下さい。

参考 <http://www.issp.u-tokyo.ac.jp/cryogenic/cylinder/faq.asp>

**高圧ガス容器として使用しない場合には、廃棄して下さい。**

廃棄費用が掛かると思います。

参考 [http://www.khk.or.jp/information/others/leaving\\_container.html](http://www.khk.or.jp/information/others/leaving_container.html)

**高圧ガス容器等について不明な場合は、低温液化室にお問い合わせ下さい。**

## ボンベデータの入力

昨年12月から研究室で使用している高圧ガス容器(ボンベ)の情報を Webにより入力して頂いていますが、ここでもう一度入力処理について確認しておきたいと思います。なお、容器置場完成後は、処理が変わりますのでご注意ください。

**ボンベ購入時の処理** (ボンベを購入(受入)した時)

- (1)新規にデータを登録して下さい。
- (2)納品書(記号、番号など記載)も受け取り、データ入力時に割り振られる単瓶IDを記入の上、低温液化室に提出して下さい。

**ボンベ返却時の処理**(ボンベを返却(払出)した時)

- (1)Webから返却処理をして下さい。
- (2)返却時には容器受領書を受け取り、低温液化室に提出して下さい。

**ボンベ移動時の処理**

使用場所を変更して下さい(使用中のボンベを移動させた場合や低温液化室から供給を受けたヘリウムボンベなど)。

**低温液化室から供給を受けたヘリウムボンベは、 の処理は不要です。**

問い合わせ [ E-mail:ekika@issp.u-tokyo.ac.jp 内線:63515 ]

